

なぜ安定ヨウ素剤を事前に 受け取っておく必要があるのか？

原発事故のとき放出される放射性ヨウ素は体内の甲状腺に取り込まれ、これが甲状腺がんを発症させます。安定ヨウ素剤を適切なタイミングで服用すると放射性ヨウ素が取り込まれにくくなり、がん発生のリスクを低減させる効果があります。

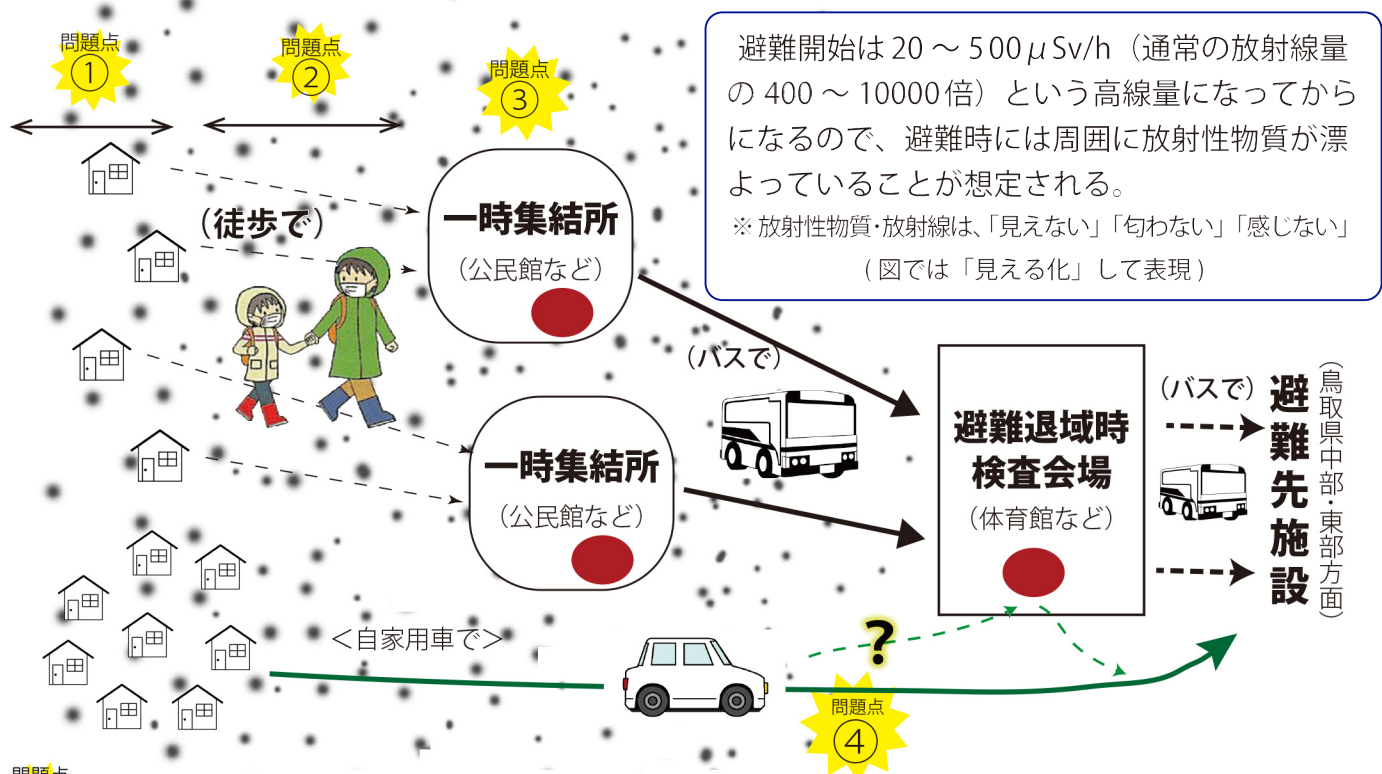


丸剤

ゼリー状剤
(3歳児未満向け)

■現状での問題点 (安定ヨウ素剤は、一時集結所等だけに備蓄されている)

● 備蓄場所



問題点① 屋内退避をしても被ばくの危険性がある。

問題点② 一時集結所まで、屋外を徒歩で歩くことになる。被ばくの危険性が非常に大きい。

問題点③ 一時集結所で、配布・服用にあたっての説明・問診を行うが、事故が進行している緊急時、何よりも逃げることを優先しなければならない時に医師や薬剤師による十分な説明・問診は期待できない。

問題点④ 自宅から自家用車で逃げる人は、安定ヨウ素剤を入手できない。
(計画上は避難退域時検査会場に立ち寄り配布を受けることになっているが、会場の混乱、避難の優先性を考えると、現実的ではない。)

■安定ヨウ素剤を事前に受け取っておくと (行政が事前配布しておく)

各家庭に安定ヨウ素剤を保管することができ、事故時、手元にあるので、適切なタイミングで服用することができる。また、事前(平常時)に配布するので、医師または薬剤師が十分な説明・問診することができる(副作用のリスクを軽減できる)。

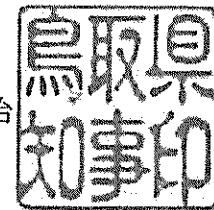
(注) 安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素(ヨウ素131)にだけしか、被ばくの低減効果はありません。その他の放射性物質(放射性セシウム等)には、全く効果がありません。原発事故時には、とにかく「とっとと逃げる」ことが最優先でなければならないことは、いうまでもありません。



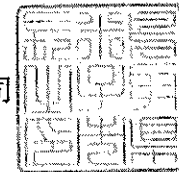
第 201800127060 号
防 起 第 7 0 9 号 - 1
受 境 自 第 4 7 号
平成 3 0 年 8 月 6 日

中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員 清水 希 茂 様

鳥取県知事 平 井 伸 治



米子市長 伊 木 隆 司



境港市長 中 村 勝 治



原子炉等規制法の改正に伴う島根原子力発電所3号機の新規制基準への
適合性申請について（回答）

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第6条に基づき、平成
30年5月22日付島原本広第124号で事前報告のあったこのことについては、同条
に基づいて、下記のとおり回答します。貴社の誠意ある対応を求めます。

記

安全協定第6条に基づき報告を受けたことの可否に関しては、敢えて判断を見送ることとし、今回最終的な意見を留保する。事前報告の可否に関する最終的な意見は、次の事項を前提として、今後、原子力規制委員会の詳細な審査の後、同委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、議会、県原子力安全顧問、原子力安全対策合同会議の意見を聞き、県、米子市及び境港市で協議の上、提出する。

- 1 稼働に向けての一連の手續に際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことをはじめ、立地自治体と同等に対応すること。
- 2 島根原子力発電所の安全対策や規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対しても分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 3 汚染水対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 4 地震・津波・火山に関して、最新の知見を反映しつつ継続的に調査、評価を行い、適切に対応を行うこと。
- 5 2号機・3号機に同時にシビアアクシデントが生じる場合も含め、シビアアクシデント対策について、より幅広いハード対策及びソフト対策を適切に検討し実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 6 使用済燃料の搬出、譲渡し等の対策について、安全の確保を大前提に、住民の理解を得て一層の取組を進めること。
- 7 住民の安全確保にとって重要な避難計画の実効性を深化させるため、人的・物的資源の確保等も含め、原因者としての責任を果たすべく協力すること。
- 8 県民の安全を第一義とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織・人員体制、教育・訓練、トラブル等の教訓の反映をはじめ原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策等、周辺自治体に誠実に協力し、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。

2017年1月13日：日本海新聞：原寸大